

第3回伊東市総合計画審議会 議事録

開催日時	令和2年8月25日（火）13:30～16:10			
開催場所	伊東市役所8階 大会議室			
出席者	<p>(1) 総合計画審議会委員：25人 青木敬博 委員、石井義仁 委員、石川哲史 委員、伊藤成也 委員、稲葉義彰 委員 井上靖史 委員、大川勝弘 委員、大川直子 委員、長田直己 委員、加来真樹子 委員 操上俊樹 委員、齋藤 稔 委員、篠原峰子 委員、下村克也 委員、菅原邦彦 委員 杉本憲也 委員、鈴木洋子 委員、高田充朗 委員、田中 実 委員、西野秀彦 委員 濱田修一郎 委員、原 崇 委員、村田充康 委員、森 知子 委員、山本哲正 委員 （欠席：1人）勝又俊宣 委員、</p> <p>(2) 市当局 小野達也 市長、高橋雄幸 教育長 杉本 仁 企画部長、奥山貴弘 理事、近持剛史 危機管理部長兼危機管理監 浜野義則 総務部長、三好尚美 市民部長、松下義己 健康福祉部長 西川豪紀 観光経済部長、石井裕介 建設部長、大川 毅 上下水道部長 岸 弘美 教育部長、富士一成 議会事務局長 （事務局：企画課）小川真弘 企画課長、菊地貴臣 課長補佐、山下明子 課長補佐 出口 卓 主査</p>			
公開・非公開の別	公開	非公開の場合 はその理由	/	傍聴人 1人
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案）」及び「伊東市総合戦略（改訂案）」の諮問</p> <p>3 第五次伊東市総合計画・基本構想案及び伊東市人口ビジョン改訂案に対する公募意見について</p> <p>4 基本構想案の審議</p> <p>5 伊東市人口ビジョン答申（案）について</p> <p>6 諮問案の説明 (1) 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案） (2) 伊東市総合戦略（改訂案）</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>			

審議会の内容

1 開 会

欠席者（1名）の報告

2 「第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案）」及び「伊東市総合戦略（改訂案）」の諮問

市長から鈴木会長に諮問するとともに、挨拶した。挨拶の内容は以下のとおり。

※市長、教育長は、諮問後、所用のため退席

2. 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案）及び伊東市総合戦略（改訂案）の諮問

みなさまには、大変ご多忙の中お集りいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま鈴木会長に諮問させていただきましたこの総合計画の案でございますが、今時代が早く進み、またみなさんご承知のとおりコロナ禍の中、やはりこれからウィズコロナ、あるいはアフターコロナという生活が行われるものと思います。その中でもやはり、私たちが住む伊東市の、地方にある都市としての在り方、そしてまた将来の進むべき道を、しっかりと盛り込んでいきたいということをお願いをしているところであります。

ポイントがいくつかございますので、簡単にご説明させていただきます。お手元の資料の中にもございますので、後ほどご覧いただければと思いますけれども、大きな柱としては、政策目標の一番目に危機管理をもってきました。これは従来項目として取り出してなかった訳ですが、やはり去年の台風15号・19号、これからまた今年もそういった被害も想定されますので、そういったこともしっかり市民と来遊客の命を守るということを最優先にしています。

それから、国連で採択されておりますSDGsとの連携し、誰一人取り残さないという持続可能な地域づくり、これについても盛り込んでまいりたいと思っております。それから各政策目標推進における横断的な視点を記載させていただいておりますので、これについてもご信任をいただければと思っております。

また、政策目標に盛り込む新たな視点でございますけれども、幼児教育を政策目標2の健康・福祉分野に移行しています。幼児教育については、健康福祉部、あるいは教育部に分かれていたものを一元化していくということになります。

それから、多様性のある社会の実現、LGBT、あるいは男女共同参画ともしっかりと進めていきたいということでございます。

それから未来を創る教育の実現という形で、やはり将来を担う子供たちに、未来を夢や希望を持って進んでいってもらおうということも盛り込んでおります。それから高校生と連携した事業、あるいは中高生とのワークショップなど、郷土愛の醸成についても盛り込んでおります。

また、これからおそらく、観光戦略も多元化すると思っております。そういった中で、新たな観光形態の構築・推進をしてまいりたいと思っております。

それから人口の推移も、伊東市も将来的に3万人を切っていくと想定をされております。これを何とか少しでも持ち上げていくためには、移住促進・定住、そういったものをしっかりと進めていかなければならない、ということで、前回の基本構想、また総合計画とは大きく変わってきたなというふうに思っております。

ぜひ色んなご審議をいただく中で、全体会、それから専門部会につきまして、年内に7回行われる

ということですが、ぜひお繰り合わせいただきまして、将来の伊東市の在り方について、皆様の英知を結集して、審議を進めていただければと思います。

私からは簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

3 第五次伊東市総合計画・基本構想案及び伊東市人口ビジョン改訂案に対する公募意見について

事務局から第五次伊東市総合計画・基本構想案及び伊東市人口ビジョン改訂案に対するパブリックコメントの結果報告を行った。

実施期間：6月24日から7月24日の約一か月間

意見件数：0件

4 基本構想案の審議

第2回総合計画審議会における積み残し項目について、資料1及び資料2に基づき審議を行った。審議状況は、以下のとおり。

4. 基本構想案の審議	
鈴木会長	<p>次に、次第4「基本構想案の審議」を議題といたします。</p> <p>審議は、前回の審議会において、積み残しとなった項目についてであり、主に市の対応で「次回に報告する」とされた検討項目となります。</p> <p>積み残しとなった項目に対する市の対応については、皆様に事前に郵送しておりますので、前回同様、まず理事から対応について報告をお願いいたします。なお、項目数も少ないことから、節ごとではなく、全ての項目の報告をお願いいたします。</p> <p>その後、その対応について審議を行います。</p>
奥山理事	<p>理事の奥山でございます。よろしくお願いいたします。失礼ながら着座にてご説明申し上げます。まずは、基本構想案について、文章の修正の報告から申し上げます。配付資料の1-1、1-2のうち、まず配付資料の1-1をご覧ください。</p> <p>こちらは、第1章第5節まちづくりの課題(7)の中になりますけれども、下から9行目と10行目の辺り、二重下線の箇所でございます。ここでは、観光振興の今後の展開などについて対応しているところがございますけれども、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大ということを考慮する必要があると判断致しましたことから、文章を若干修正することといたしました。</p> <p>修正後の文章案につきましては、資料1-2のとおりでございます。下線部分が修正しているところでございます。</p> <p>近年は国際化の進展により全国的に外国人観光客が増加する傾向にありました。しかしながら、令和2年(2020年)のCOVID-19の世界的流行による観光への影響は大きく、インバウンドを含め、先行きが見えない状況となり、新たな時代に対応した観光振興方策の展開が求められます。</p> <p>このように修正をしているところでございます。</p> <p>本日は、この修正案につきましても併せてご意見の方をお願いいたします。</p> <p>続きまして、前回出された意見等に対する回答の方に移らせていただきます。</p> <p>資料は2-1、資料2-2にまいります。</p>

まず、(7) 総合計画の最上位計画の位置づけにつきまして意見がございました。前回委員からご発言ございました、こちらを受けまして改めて検討いたしました。国・県等が本市に係る計画策定や事業を実施する際に最大限考慮されるべき指針であり、これを規定するための法的根拠はありませんけれども、そのために最大限尊重されるべき指針としての位置づけが変わるものではございません。これは前回ご説明したとおりでございます。先ほど市長の方からもお話がございましたけれども、最近社会の流れ、速うございます。近年自治体に影響を与える、社会経済情勢等が目まぐるしく変化しているということもございます。その中で総合計画の策定につきましては、その時々における必要性、こういったことまで鑑みながら、抜本的に異なる方針や計画、総合計画、こういったものを含めて、様々な形態が考えられます。それは、その時々、その時々の方が幅広い視点でもって判断するべきことであろうとも考えております。条例の制定または条例に問わず、こういった決まりを作ってしまうと、その効果として最高位ということが担保されるという効果もございますが、それと同時に、将来も総合計画を作る、そして作られた総合計画というのが最高位性を持っている、ということがその将来も総合計画という形を計画していくということの意味する、ということにもなっております。それから今後、この多様化や社会の変化が色々とある中で、今後を考えた場合に、一つの形、これを決めていくということもございますが、後年の選択肢と言いますか、様々な可能性が狭められていくということもございますので、それは今回については見送るということと考えているというところでございます。

続きまして、No9 と No10 でございます。こちらは一括してご回答いたします。

前回のご意見を受けまして、総合計画、関連計画、こちらの図式の作成について色々試みてまいりましたが、思った以上に複雑になりまして、むしろ分かりづらいものになるかということにもなりましたので、今回図式化につきましては見送ることといたしました。ただし前回ご説明しました通り、基本計画の各項の中に、関連計画として、これは書き込んでいく、こちらの方針は変わらず、このような対応を取っていきたいと考えております。

続きまして、第1章序論 第5節にまいります。資料2-2をお願いいたします。こちらまちづくりの課題といたしまして、まちづくりの相関性として、各課題について相関性に説明がなくて唐突感が否めないということで、色々書き出しを排除したらいかかが、というようなご意見でございまして、それについて検討した結果でございます。こちら(1)につきましては、御提案いただきましたとおり修正していきたいと考えております。そして(3)につきましては、冒頭に「生涯を通して健康で幸せに暮らすためには、健康でいたいと願う市民の意識とそれを支える社会の環境が大切です。」という一文を書き入れてその次に繋げていきたいと考えております。

また(4)につきましては、冒頭に「持続可能な社会を目指すためには、個性豊かな人材の育成が重要であり、」という一文を加えていきたいと考えております。

また内容を色々整理した結果、(2)、(5)～(9)については、現状のままでも意味が繋がっていくだろうと判断いたしましたものですから、そのままとさせていただきますとさせていただきます。

続きまして、No6 でございます。こちらは、安全で安心して暮らせるまちづくりが

求められますという中での文章へのご意見をいただいたところでございます。ご提案を踏まえまして、文章を以下のとおり修正をしてみたいと考えております。ただいま読み上げます。

特に東日本大震災以降、豪雨や台風による多くの災害が全国で発生していることから、防災・減災の市民意識は高まっており、建築物、構造物の耐震化の向上だけでなく、環境保全と防災を踏まえた開発、森林管理等による土砂災害の防止、空家や道路周辺への樹木の繁茂や倒木など日常の安全確保とともに災害復旧の障害となる恐れのあるものに対するの平時からの対策などが求められています。

また、多様なニーズに対応した避難所の運営、自らが自分の命を守るための実践的な避難訓練の実施など具体的な対応が求められています。

このような形で書き直すことを考えております。

続いて、No16 でございます。(4) 個性豊かな人づくりと生きがいを感じられるまちづくりが求められます、というところでございます。こちらの文章につきましてもご意見をいただきました。内容を検討しまして、修正を施すことといたしました。

ご提案いただきました(1)の部分につきましては、御提案のとおり、修正をしていきたいと考えております。

ご提案の(2)につきましては、以下の通り修正をしたいと考えております。読み上げさせていただきます。10ページの(4)の下から5行目になります。

また、市民の誰もがいつまでも生きがいを感じながら、心豊かに日々を楽しむことができるように、今後も、市民が学びや文化・スポーツ活動を行う自主性を尊重し、ライフステージに応じた様々な学習機会や生涯スポーツ活動の場を提供するほか、施設などハード面の充実に努めるとともに、文化活動に係る環境の醸成に努め、誇り高く充実した人生を歩むことができるよう支援することが求められています。

このような文章に修正をしたいと考えております。

続きまして、(6)になります。

(6) 社会情勢の変化に対応した計画的で魅力あるまちづくりが求められます。という中の、「コンパクト」という表現につきまして、様々なご意見をいただいたところでございます。ご意見を踏まえまして、検討をいたしました。基本構想の文章を以下のとおり修正したいと考えております。修正後の文章を読み上げさせていただきます。

今後は、必要な都市基盤整備や、その長寿命化施策とともに、適切な維持管理を進めつつ、地域特性を踏まえて都市機能や生活機能を集約した魅力的な市街地や地域拠点を形成することに加え、既存集落のコミュニティと良好な住環境を維持していくことが求められます。

さらに、公共交通の利便性の向上を推進し、拠点と拠点をつなぐネットワークの形成を図り、誰一人取り残されない快適で活力あるまちづくりを進める必要があります。

このような文章に修正したいと考えているところでございます。

続きまして、No25、No26 でございます。第5節のまちづくりの課題につきまして、課題の8、13ページでございます。こちらの記載につきまして、高齢の方、そして性的マイノリティの方、ハンディキャップを持った方、こちらのほうについても明記すべきだというご意見を踏まえまして、検討いたしました。

	<p>記載のとおりとなっておりますが、13ページの(8)、下から2行目辺りでございますね。前回こちら、修正のご回答もしておりますので、その修正も踏まえて申し上げますけれども、青少年が地域とともに健やかに育つことができる環境の整備のほか、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができる環境や多様性が尊重される環境の整備など、全ての人が大切にされる地域社会をつくる必要があります。</p> <p>このような形で修正をしていきたいと考えております。</p> <p>内容としては以上になります。</p>
鈴木会長	<p>ただいま、市の対応を報告いただきました。前回検討事項としてお願いした件ですが、ただいま理事の方から対応がありましたけれども、市の対応につきまして、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。</p>
A委員	<p>よろしく申し上げます。ご回答ありがとうございました。</p> <p>私からは、No7の部分、総合計画の最上位計画性について改めてお伺いしたいんですけれども、私が今回この提案をしているのは、この答弁の中にもありますが、法的根拠はないが最大限尊重されるべき方針、というこの回答自体が、手続き上行政を運営する上で大きな問題があるのではないかとということで、条例化というのをお願いしているわけです。具体的に言いますと、みなさんご存じのとおりですが、行政が何かをする時には裏付けとして、原則として、精神論ではなくて法的根拠が必要であるというのは、大原則なわけなんです。そうであれば、今回の場合であっても、最大限尊重すべき根拠は何ですか、という問いに対しては、法令ですということが答えにならないと原則おかしなことになってくるわけです。このままでは、法的な根拠が何ら無いということにもなり得て、こうやって会議で集まって一生懸命作ったものであっても、最上位性ではないがゆえに、簡単に覆されてしまう恐れというのが十分考えられるわけです。ただし条例化すると、柔軟性に欠けるという答弁があったわけですが、条例化の仕方、言葉の規定の仕方、十分、この部分についてはカバーできるんです。例えば、条例の文言を「総合計画を策定しなければならない」でなくて、「策定することができる」と、総合計画を作ることも作らないこともできますよという裁量を与えるような文言にしたりですとか、随時見直しを可能とするという規定を設けることで、柔軟性、社会情勢の変化に応じて簡単に変えることが担保できるんです。答弁にあったこういうリスクというのは条例の規定の仕方一つで十分に回避することができる状態なんです。そうであれば、やはり行政の原則から見たときに、何かするときの根拠として、法令に根拠がありますと言えない状態というのはやはり私は問題だと思うものですから、再度条例化についてご検討いただくことというのは可能なのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>理事申し上げます。</p>
奥山理事	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>先ほどの条例のご意見につきましては、基本的には回答した通りということで考えています。まず、行政の行うことについて法的根拠が必要である、という点につきましては、総合計画を作ることについての、特に法的な要請はございません。ただし、これは法的根拠がなくてもいいということを行っているのではなくて、法的根拠がなくて、総合計画を作っていくことはできる、ということです。それに基づいて、市も運用していくことは可能であります。ですから、必ずしも、ということが今申し上げたい点の一</p>

	<p>つでございます。それから、法令に基づかず、総合計画そのもの自身が最高位の計画だということでもって物事を進めていき、その下部の下位計画、関連計画を従えて具体的に進めていくということが、それは普通にあることであり、進めていくこともできるということでございます。また、法令でそのほか色々を行うことを規定しているものにつきましても、総合計画に基づく、ということについては、法的根拠がなくても、総合計画を踏まえて行ってほしい、というような法律にもそのような要請がございますので、そこについては必ずしも、なくてもそれは行っていくことはできる、というのがございます。そういった意味で、将来的なことも踏まえて、今のところ、柔軟性と言いましょうか、こちらの案を踏まえて、条例化しなくてもこのまま進めていける、また、リスクを踏まえながら進めていくことができるのではないかと考えて、今は見送るという形で考えたところでございます。</p> <p>長くなりました。以上でございます。</p>
鈴木会長	A委員、どうでしょう。納得して頂けましたか。
A委員	<p>理事がおっしゃったことは、できる・できないって話は当然第四次総合計画はもちろん法的根拠がなくてやっているわけですから、できるかできないかといったらそれはできると思うんです。私が問題にしているのはその部分じゃなくて、できるんだけれども、裏付けとなる根拠となる法律に基づかないでいいのですか、というところが私の問題提起しているところなんです。</p> <p>なぜ私がこんなにがみがみ言うかということ、伊東市は過去に権力の暴走があったわけです。実際にルール化しなくて。その反省に立っているのであれば、しっかりと法令、ルールに則って作っていきましょうということをするのが自浄、自ら律して新しいステージに上がっていくんだという伊東市の姿勢そのものになってくるわけです。やはりそういうところ一つ一つ見たときに、しっかりとルール化していく、ということがこのタイミングで必要だと思って私はこうやって意見を申し上げているわけなんです。条例化することがやはり議会を通さなければいけないということで、なかなか抵抗がありであるのであれば、私としては不本意なんですけれども、何かしら最低限のルールとして、市長の決裁等で終わる、規則ですとか、要項ですとか、という形でルール化する、ということも必要だと思うんですよ。なので、ルールが無いから、最上位性でみんなが守ってるから大丈夫、ということじゃなくて、やっぱりやるにあたっては、一千万円以上この計画にはかかっているわけですよ。であれば、より良いものをちゃんと実効性のあるものにするのであれば、しっかりとルールの中で、この総合計画というのは最上位性を持っているんですよ、ということを明確化して見える化することが大事だと思うものですから、条例化に至らなくても何かしらのルール、規則ですとか要項ですとかをつくるということをしていただきたいと思います。要望です。</p>
鈴木会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは要望として承っておきます。</p> <p>他にご意見ありますか。——はい、A委員。</p>
A委員	<p>さっきの要望についてよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>もう一つですね、答弁の中で、つくることのデメリット、条例化することのデメリットとして、柔軟性が無くなる、目まぐるしく変わる社会情勢において総合計画自体を</p>

	<p>作らなくてもいいような状況が来るのではないか、その場合に備えるということなんですけれども、今まさに見ていただければわかるとおり、このコロナ禍というのは、答弁の中でありましたように自治体に影響を与える社会的情勢とか目まぐるしく変化している、まさにそのものの場面にあるわけですね。そういったもう過去100年ぐらい見ても無いような例外的な状態下においても、今回第五次総合計画を策定するんだという必要性に応じて今回諮問にかけられているということになるんですけれども、改めてここで伺いをしたいんですけれども、今回この第五次総合計画を策定すると判断するにあたってこの総合計画の必要性というものについてももう一度ご答弁いただけると助かります。よろしくをお願いします。</p>
鈴木会長	奥山理事。
奥山理事	<p>まず、第五次総合計画を作るという形になったのは2年前になると思います。その後、今日に至っているわけなんですけれども、この総合計画を作るにあたりまして、総合計画というのは、市民の皆さんに、「こんな形に町を作っていきたいと思っているんですよ」ですとか、「それについてはこんな形で進めていきたいと思っているんです」ということを分かりやすくお伝えする、という側面があると思います。また、市長が就任以来大切に続けておりますボトムアップ、こういった市民の皆様と共にですね、色々とチャレンジしながら市政を進めていく、取り組んでいくという形を考えた時に、市がどのようなことを考えて進めていくということをお示しする、というのは、大変重要なことであろうと、そういった考え方がございます。また、行政の執行ということを考えますと、闇雲に取り組んでいくのではなくて、目的・目標を定めて、その実現のために着実に取り組んでいく、そういった効率的な行政経営、目的指向型の行政経営というものに従来から取り組んでいるというのもありますけれども、そういったこともまた必要であろうと。そういった様々な状況を踏まえて、今は総合計画というものを策定して、それに基づいて進めていくのが今の利であろう、得策であろうという判断のもと第五次総合計画を策定するという考えに至っております。</p>
鈴木会長	よろしいでしょうか。はい、A委員。
A委員	<p>ご答弁ありがとうございます。今ご説明にあったとおり、行政計画の上でも、やはり計画というものが必要である、というご判断のもとにやられたということであれば、このご時世で必要であれば、今後どんな状況であれ何かしらのよりどころになる計画というのはどうしても必要になる、というのは変わらないわけではないですか。であれば、総合計画、という名前はどうかであれ、こういった最上位の計画を作りますよという事自体はルール化しておく必要があると私は思います。その部分については十分行政当局の中で認識をしていただいて、この計画が出来る時には何らかの、最上位性についてルール化されたものができている、ということをお願いしたいと思います。以上です。</p>
鈴木会長	<p>ご意見ありがとうございます。他にご意見のある方いらっしゃいますか。</p> <p>前回、大変活発なご意見をいただきまして、だいぶ審議の方も進行しておりますので、他にご意見がなければ、先ほどの市の対応を、皆様ご了承いただけますでしょうか。</p>

5 伊東市人口ビジョン答申（案）について

伊東市人口ビジョン答申（案）について、資料3に基づき審議を行った。
審議状況は、以下のとおり。

5. 伊東市人口ビジョン答申（案）について	
鈴木会長	<p>それでは次第の5、「伊東市人口ビジョン 答申（案）」について議題とします。事務局報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、次第5 伊東市人口ビジョン答申（案）について報告いたします。前回の第2回審議会で議論をいただいた点について、修正意見と付帯意見にまとめてさせていただきますので、ご確認の方をお願いします。</p> <p>資料3の1ページをご覧ください。まず、修正意見についてですが、8ページの第2章「本市の人口動向」の2「自然増減（出生死亡の状況）の推移の（1）出生・死亡数の推移についてのうち、「出生数は年により増減はあるものの、ここ数年はおおむね300人前後で推移しています。」との諮問案を、「出生数は、長期にわたる少子化により年々減少傾向にあり、ここ数年は300人程度となっています。」に修正いたします。</p> <p>次に、18ページの4「人口動態（自然増減及び社会増減）のまとめの「総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響」のグラフ中の「自然減・社会増」の表記については「自然増・社会増」に修正いたします。</p> <p>次に、29ページの第4章「本市の将来展望」の1「現状と課題」の（1）「自然増減の状況」のうち、「本市の自然増減の状況を見ると、近年の出生数がほぼ横ばいなのに対して」との諮問案を「本市の自然増減の状況を見ると、長期にわたる少子化に加えて」に修正いたします。</p> <p>2ページにまいります。30ページの2「目指すべき将来の方向」の「65歳までを対象とした積極的な移住定住促進により、純移動率を上昇させ、ずっと住みたいと思う環境づくりを目指します」との諮問案のうち「ずっと住みたい」の表記については、「住んでいたい」に修正いたします。</p> <p>また、社会増減に関する目標だけでなく、自然増減に関する目標についても記載した方がよいとのご意見を踏まえ、事務局から前回「希望する人が、本市の将来を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを目指します」との修正案を、審議会の際に提示いたしましたが、審議会での議論の中で、「希望する人に限定するのではなく、子どもを安心して産み育てることを希望する人が増えるような施策も必要である」とのご意見や「必ずしも希望して出産等をする人ばかりでないという観点からも、「希望する人が」との表記は不要ではないか」とのご意見をいただきましたことから、再度、事務局で検討した結果、修正案のうち、「希望する人が」という表現を削除し、J委員の当初の提案どおり、「本市の将来を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを目指します」に修正いたします。</p> <p>さらに、人口問題解決に向けた強い意思表示として、より積極的な人口の目標設定をした方がよいとのご意見を踏まえ、令和42年の目標人口を「36,000人」から「36,600人」に修正いたします。これは、基本構想案でお示ししている令和7年（2025年）の将来目標人口が63,800人と100人単位としていることもあ</p>

	<p>り、人口ビジョンの目標人口も100人単位とし、より将来展望人口に近づけたものでございます。</p> <p>3ページにまいります。次に修正意見以外の付帯意見についてですが、今後のまちづくりや、伊東市の人口増加の可能性を見出すことを期待し、対島圏域の人口が増加している理由を検証していただきたいとの意見、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、空家問題を含め、移住を希望する方への積極的な相談窓口の設置を求める意見が出されました。</p> <p>4ページにまいります。移住による人口増加だけでなく、子どもを産みやすい環境づくりを進め、出生数の増加を目指していただきたいとの意見、また、空家問題解決にもつながるベンチャー企業等の誘致を進めてほしいとの意見が出されました。</p> <p>内容をご確認いただき、よろしければ、11月に予定している市長への答申に盛り込みたいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
鈴木会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ありましたら挙手をお願いいたします。前回の皆様のご意見をいただきまして、市の方で修正の意見を提示しております。いかがでしょうか、ご意見ございませんか。</p>
M委員	<p>人口を増やすために、子供を産んでもらうためには、社会保険に入っている方は、子どもを産む前にも休みを取れますし、産んでからも休みを取れるんですけども、国民健康保険に入っている自営業の方は、産む前はもちろんですけども産んだ後も全部自分でやらなければならない状況です。そのことについて、どうしても、何らかの補助がないと、国民健康保険の方は休めばその分だけ収入が減ってしまうんですけども、普通の社会保険に入っている方は休んでる間も育児手当はもちろん休業手当、休業中の6割くらいの給料が出ます。そんな状況がある中で、人口を増やすのに伊東市は企業が少ないのでどうしても国民健康保険に加入している方に子どもを産んでもらうしかないんじゃないかと思うんですけども、観光のお土産屋さんでもそうですし、小さなペンションでもそうですし、そういった方に子どもを産んでもらうためには、やはり行政としてそれなりに補助してやらないと、一人目は産んでも二人目以後仕事を休んで子供を産み育てるといことはかなり厳しい状況ですので、そのことを少しこの中に明記していただければと思います。</p>
鈴木会長	<p>ただいまのご意見、市の方でいかがですか。</p>
企画部長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。社会保険、もしくは私達公務員のような共済組合につきましては、本人が出産の時には休業手当が出ます。国保の場合出ないので、やはりそこを何とか検討すべきではないのか、それを明記した方がいいのではないかと、というお考えなのかと思います。仰ることは十分理解はしております。国民健康保険の制度につきましてはやはり国の施策でありまして、その中で伊東市が独自にどのようなことができるかということになりますと、出産祝い金を今年度から一子から三子まで同じ金額にしたのですが、そういうもので対処していく、もしくは子育ての医療費について、500円、最高2000円まで自己負担があったものを、10月から無償化する、そういうことを進めておりますが、保険の中身で出産の休業手当金をどうするかというのは今後やはり検討が必要ですし、伊東市独自でどこまでできるのか、</p>

	<p>国民健康保険の県の連合がございますので、そちらの方からどんな支援があるのか、そういったこともあろうかと思えます。この件につきましては伊東だけの問題ではありませんので、やはり県の市長会や全国市長会、そういうところを通じて国へ働きかけるようなことは考えてまいりたいと思っております。現段階でこの人口ビジョンの計画に入れるのはちょっと難しいのかなと思っておりますが、思いとしては非常に理解できますので、個々の伊東市の施策としては進めてまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>M委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p>
E委員	<p>政策がどうのという形で、というのは、細かいことは正直に言ってわからないところが多いのではないかと思うのですが、全てに今直面している問題というのが新型コロナウイルスだと思うのですが、伊東市としてのスタンスと言うか、今回は結局例えば東京から近いという点で、伊東市としては観光客を受け入れていくかどうか、というようなこと自体、何も言わなければ結局ベンチャー企業もどうしていいのかわからないし、入ってきていいのかわかるということも全然わかりませんし、当然これは行政が言えることではないのかもしれませんが、結局新型コロナウイルスの危険性というのは、散々言われていることではないかと思うのですが、他の感染症もたくさんあるなかで、コロナだけをこういうような形にしていくということ、そろそろ考え直していかなければいけないところに来ているんじゃないかと正直思いますし、静岡県としては亡くなられている方が現状一人ではないかと思うのですが、他のリスクもたくさんあるなか、何でこれだけを特化しなければいけないのかというのが、だんだん行政の方からもちょっと声を上げていくことで、変わっていくところがあるのではないかと思いますし、これが一番ものすごい景気を冷やしているということが明白であるわけですので、予防してもらう方は予防していただくということと、そういうようなことをもっと計画案の中には入れてあげるべきではないかと思うのですが、スタンスとしてどのように見たらいいでしょうか。</p> <p>結局この計画案も、前までは10年だったところを5年という形にしたというのは、今回もそうですけれども、完全にこのウイルスで方向転換しなければいけなくなった、つまり長期的な計画を立てるということよりは、今起きている出来事というものに対して迅速にどうやって対応して変革をしていくかということの方がよっぽど求められるので、結局そのことがまったく、今回の大きな問題に関して何にも出てないというのは、確かに新型コロナウイルスについては先行きが見えませんという形になっていますけれども、見えてる所はけっこう出てきてるとは思うんです。例えばさっきの結婚の話ですけれども、今年結婚を控えている方というのは伊東市の中にもたくさんいらっしゃるって、それが今度、子供を産むのを今年は止めておこうかな、ということになると、今年はものすごくたくさんの方が出産されなかった、という結果がたぶん出る、というのが容易に想像ができます。</p> <p>そうした時に当然、ちょうどバブルが崩壊した後からのものすごく不遇な世代というのが、私自身その世代ですけれども、あの頃から大きく、いろんな人生が変わっていき、社会が思い切り変革をしていったと思うんです。伊東市だけでどうのこうのということではできないかもしれませんが、ただやはりある程度の方向性を、見える所</p>

	<p>だけでも変えていく必要性というのを、もう少し議論するというのには必要なのではないかと思いますし、一番関心が高いことではないかと思います。</p> <p>実際PCR検査というのが必要なかどうか、最近ですと世田谷区が全員、介護士と保育士は、2万人という数でPCR検査をやるという話でしたけど、あれも現実的な話なのかよく分かりません。今日感染しなくても明日感染するかもわからないことを、毎日やるならともかく一回こっきりやるだけというのが果たしていいことかどうか分からないです。ですので、色んなことを含めて、もう少し伊東市としては、ではどうしていくべきなのかというようなことを定点観測するとか、あと人権問題とかいっぱいあると思うので、果たしてそれがいいことかどうかはよく分かりません。コロナだけ、あのようになり出して、他の例えば、エイズウイルスにかかっていることなんかを公表したりしたら大変なことになると思いますので、こういうようなことを色々考えていくと、ちょっとおかしい部分はおかしいなというふうな考え方を持ってもいいのではないかなと思います。答えにくいことかとは思いますが。</p>
鈴木会長	<p>はい、今コロナの問題が出ました。伊東市といたしましてはコロナの対応はどのようになっているのか現状をお伝えください。</p>
企画部長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。E委員がおっしゃることはよく理解できますし、今年に入ってから感染症が拡大して今も拡大を続けている中で、伊東としてどうしていくか、ということだと思います。やはり東京圏から、伊東に宿泊しないようにしていただいている方は非常に多いことは存じておりますし、伊東市は観光で持っているまちでございますので、まったくそれを排除するということはできません。また別荘地というのも抱えておまして、個人所有の別荘へ来ていただいて、そこでやはりお金を落としていただく、それが伊東市の活性化、伊東市の市民の生きるためのお金だと思います。そういうことを踏まえて、日本、国としてですね、今どのような状態で進んでいるかというのが国の肝要でございますし、そういうことを踏まえて静岡県とあわせて伊東市も十分気を付けているところでございます。そういう中で、ではコロナの対策、伊東市独自で何かできないか、ということも踏まえて、この総合計画もそうですし、人口ビジョンの中にも記載した方がいいのではないかとということもございしますが、いわゆる、明日どうなるか分からないし、一か月先、二か月先にワクチンが出来ているかもしれないし、ではオリンピックはどうなるんだ、色んな現状が今目まぐるしく進行しております。それについては市も十分承知しておりますし、例えば市内に感染された方が出ると対策本部会議をすぐに開催いたしまして、では伊東市はどのように対応していくのか、学校はどうするのか、病院はどうするのか等は、逐一その状況に応じて情報を共有しながら対応しているところでございます。なかなか市民のみなさまに全てを公表する、公表という言い方は適当ではございませんが、さっきE委員がおっしゃったように、人権問題、個人の情報等いろいろありますので、私どもはコロナの感染症に対して、市民の皆様にお知らせすべきことは全てお知らせしていきます。しかしながら人権問題、そういうことも十分考える中で、静岡県と情報共有することで進めていくということはお理解をお願いしたいと思います。回答になっておりませんが、そういう状況で、私どもも出来る限りの対応はしているところでございます。すみません、以上でございます。</p>

鈴木会長	E委員よろしいでしょうか。 このコロナウイルスは、本当に難しいところです。
E委員	ものすごく答えにくいお話を提案させていただいたと思うのですが、ただ計画にあたり、これなしで何にも話が進まないところがあるのではないかなと思います。ただ、伊東市教育委員として言わせていただきますと、学校はもうこれ以上止めて欲しくない。企業や経済活動も全部そうだとおもうのですが、もう本当によく言われているのが子どもの体力が最近ものすごく低下してしまっているとか、あとはコミュニティ、子ども同士の友達付き合い、そういったところが随分変化していたりとかたくさんある中、子どもが重症化、というより亡くなった例が一例もない中、そこまで心配する必要性があるのかもわからないところもたくさんあるとは思うのですが、それ言ったら、というのがたくさんあるわけで、行政としては経済活動というものを重視しています、というのを伊東市は、ぜひともベンチャー企業なり何なりは来てください、というようなことで、お願いするとかという方向性、何かこう矛盾してるところがおかしいかなと。沖縄の対応もそうなんですけれど、外からはどうぞ、非常事態宣言出しながら、県民は外に出るなというような形というのは、まったく意味がないのではないかなと思います。沖縄はああいうスタンスかもしれませんが、伊東市としてはこういうスタンスです、みたいなことも入っていれば分かりやすいのではないかなと思ったんですけれども、無理な相談でしょうかねこれは。
鈴木会長	ありがとうございます。また伊東市の方でも、コロナウイルスに関しましては市民の皆さんが安心できるような対策を色々としております。
事務局	総合計画上の話をさせていただきますと、先ほどお配りしました第十一次基本計画の17ページと29ページをご覧ください。危機管理体制の充実のところと、健康づくり支援のところと、基本的な取組というような形で書いてあります。後ほど説明をするはずだったんですけれども、コロナに限定しないで感染症対策の推進ということで、危機管理体制と健康づくり支援の中で、今後の対応については、細かく基本計画、またこの下の実施計画で、何とか対応するような形で議論を進めていきたいと市の方では考えております。以上です。
鈴木会長	E委員、よろしいでしょうか。専門部会の方で、また進めていくということですので。 他にご意見ございますか。ご意見が無いようでしたら、審議の結果のとおり、進めさせていただきます。

6 諮問案の説明

- (1) 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案）
- (2) 伊東市総合戦略（改訂案）

第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（案）及び伊東市総合戦略（改訂案）について、資料4、資料5、資料6、資料7に基づき説明した。

6. 諮問案の説明	
鈴木会長	次に「次第6 諮問案の説明」を議題とします。

	<p>先ほど、市長からいただきました諮問案のうち、まず、「(1) 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画(案)」について説明を求めます。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>それでは議題6(1)「第十一次基本計画(案)」について説明いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、資料4「基本計画素案策定におけるポイント」及び資料5「第十一次基本計画(案)」の1ページをご覧ください。</p> <p>基本計画については、前回、今回と審議いただきました基本構想の課題等を踏まえる中で、基本構想の将来像を実現するための政策・施策を体系的に示すとともに、施策が目指す姿や課題、取組方針をまとめたものでございます。</p> <p>なお、基本構想の計画期間10年のうち、最初の5年間の計画がこの第十一次基本計画となります。</p> <p>全体的な構成としまして、資料5基本計画案の1ページから4ページにかけての「第1節第十一次基本計画について」では、計画の構成、SDGsとの連動、政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点を、5ページから13ページにかけての「第2節政策目標」では、各政策目標の内容と政策体系を、15ページ以降の「第3節施策」では、施策の構成と内容を、ページ飛びまして、94ページ以降の第4節では、SDGsと施策の関係を定めているところでございます。</p> <p>次に、今回の計画案を策定するに当たってのポイントについて、資料4に基づき説明いたします。こちら先程市長からも話がありました件でございます。</p> <p>1点目については、基本構想の諮問時にも説明したとおり、現在の第四次総合計画で基本構想において定めておりました政策目標については、基本計画に移行するという点でございます。時代の流れに迅速に対応するため、基本計画に移行し、5年ごと、必要に応じて見直しを図ることが主な理由でございます。</p> <p>2点目にまいります。資料5の5ページを合わせてご覧ください。「危機管理」を政策目標の項目として独立し、政策目標1に「安全で安心して暮らせるまち」として配置しております。これまでは、自然・環境・都市の分野と同じ括りでありましたが、独立させた理由としまして、昨年度、地域タウンミーティング等において市民の皆様から新たな総合計画策定に向けた意見を伺う中で、危機管理や防災に関する意見が非常に多く出され、市民の皆様の危機管理に対する意識が非常に高いものであると改めて認識したことから「市民と来遊客の命を守ることを最優先課題とする意思を表示するため、独立させたものでございます。</p> <p>続きまして、3点目にまいります。ページ前後しまして、2ページから3ページを合わせてご覧ください。こちらのSDGsとの連動については、現在の第4次総合計画では、8つの重点施策であるという8Kに当たる部分となります。この重点施策に当たる部分をSDGsとの連動に変更した理由といたしまして、1点目として、各政策目標と構想の推進を検討するに当たり、現在の本市の課題等を踏まえると、ここに記載した全ての政策目標が重点的なものであるということがひとつあります。</p> <p>2点目として、全ての政策目標を重点施策として取り組むことにより、誰一人取り残さない地域づくりへとつながるということがあります。</p> <p>以上を踏まえると、基本構想においてもSDGsの取組の推進を掲げているとおり、</p>

SDGsの目標と総合計画の目標は非常に近いものとなってくることから、SDGsとの連動という形で定めたところであります。

続きまして、4点目にまいります。4ページを合わせてご覧ください。

各政策目標推進における横断的な「視点」を記載ということで、こちらは第十一次基本計画において新たに定めるものであります。

これは、政策目標ごとに掲げる施策の推進に当たり、バックボーンとなる視点でございまして、施策を立案、推進する上で必ず意識する項目となるものでございます。

視点としては3つを記載してございまして、1つ目は、society5.0実現に向けたAIやIoTをはじめとした先進技術の活用の視点でございまして、

2つ目は、「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」を促進するための視点であり、内容としては、人口減少を抑制するための若者の社会参加や交流促進の基盤づくり等の視点であります。

3つ目は、高齢者をはじめ、多様な人材が活躍できる場の創出の視点であります。

続きまして、策定におけるポイントの5点目については、政策目標に盛り込む新たな視点ということで、大きく変更した施策を記載しておりますが、政策目標1から順に見てまいりたいと存じますので、6ページを合わせてご覧ください

政策目標1は危機管理分野であり、安全で安心して暮らせるまちを目指し、施策1の危機管理体制の充実から、総合治水対策の強化、災害に強い建築物や公共施設の整備、生活安全の推進、消防体制の強化と、5つの施策を講じております。

続いて、7ページ、政策目標2は、健康・子育て・福祉に関する分野であり、誰もが健やかに暮らし活躍できるまちを目指し、施策1の地域医療の充実から、健康づくり支援、出産・子育て支援の充実、保育及び幼児教育の充実、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実、地域福祉の充実、多様性のある社会の実現、保険・年金制度の運営と、9つの施策を講じております。

ここで、資料4をご覧ください。

施策4の保育及び幼児教育の充実については、現在の第十次基本計画では、保育の充実と幼児教育の充実がそれぞれ分かれておりましたが、教育分野から幼児教育を移行し、保育及び幼児教育の充実としております。

理由といたしましては、近年の認定こども園の整備等の流れも踏まえ、今後は、質の高い教育・保育の総合的な提供を目指していく必要があると考えたためであります。

また、施策8として、多様性のある社会の実現を新たに施策立てしており、その理由といたしましては、近年のLGBTやダイバーシティ等の価値観の多様化を受けて、そういった多様性を受け入れる社会の実現が必要となってきているためであります。

資料5に戻りまして、8ページ、政策目標3は、自然・環境・都市に関する分野でございまして、良好な環境が広がり快適に暮らせるまちを目指し、施策1の自然との共生社会の推進から、循環型社会の推進、生活排水対策の充実、安全でおいしい水の安定供給、魅力的な都市空間の創造、公共交通体系の充実、道路環境の整備と、7つの施策を講じております。

9ページ、政策目標4は、教育・歴史・文化に関する分野であり、心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまちを目指し、施策1の教育環境の整備、未来を創る教育

の充実（小・中学校）、生涯学習活動の推進、青少年の健全な育成、市民スポーツ活動の推進、歴史・芸術文化の振興、郷土愛の醸成と、7つの施策を講じております。

ここで、資料4をご覧ください。

施策2の未来を創る教育の充実（小・中学校）については、現在の第十次基本計画では、教育の充実（小・中学校）となっておりますが、この施策4を変更した理由といたしましては、近年のグローバル化や情報化が進展する中で、英語教育やプログラミング教育など、新しい時代に必要とされる資質や能力を育むことの視点が重要であると考えており、それが、本市の将来を背負って立つ人材の育成につながるとともに、その子供たち自身の未来を創ることにつながることから、変更したものであります。

また、施策7として、郷土愛の醸成を新たに施策立てしており、その理由といたしましては、こちらも近年、高校生とのタイアップ事業などが増加傾向にあり、今後は本市の将来を担う高校生に焦点を当てた取組が必要となることや、昨年度実施した総合計画策定のための高校生ワークショップにおいて、高校生からの意見として、「地域を知るための取組が必要であることや、ワークショップ等も高校生だけで行うのではなく、小中学生や地域の方々とともに行うことで地域への愛着が育まれるのではないか」等の意見も挙げられたことから、高校生に焦点を当てた施策を講じたものであります。

資料5に戻りまして、10ページ、政策目標5は、活力にあふれ交流でにぎわうまちを目指し、施策1の地域資源の魅力向上から、新たな観光形態の構築・推進、広域連携による誘客の拡充、商工業の振興、農林業の振興、水産業の振興、移住定住の促進・関係人口の拡大、国際交流の推進・都市交流の促進と、8つの施策を講じております。

ここで、資料4をご覧ください。

施策1の地域資源の魅力向上、施策2の新たな観光形態の構築・推進については、現在の第十次基本計画では、それぞれ、観光の振興と健康保養地づくりの推進となっておりますが、これを変更した理由といたしましては、観光というものは、時代の流れが非常に早く、ツーリズムの概念で新たな観光の形態が誕生しやすいものであり、さらには、先を見据えた観光施策の構築も求められるものであります。本市でいえば、滞在型リフレッシュリゾートなどが考えられますが、今後ますます新たな観光施策を構築、推進していく必要があることから、施策を変更したものであります。また、政策目標5については、移住定住や国際交流などの交流に関する施策を新たに講じております。

資料5に戻りまして、11ページの構想の推進は、政策目標1～5を下支えする協働や行政改革に関する分野であり、総合計画を推進するための土台づくりとして、施策1の全員参加によるまちづくりの推進から、市民の信頼に応える行政運営、健全かつ持続可能な財政運営と3つの施策を講じております。

続いて、15ページ以降の政策目標を実現するための各施策の内容について、説明いたします。

施策の基本的な構成としまして、施策が目指す姿と、それを図るための指標がまず設定されております。続いて、施策に係る現状分析を行った上で、それに対応する課題を設定するとともに、課題を踏まえた施策の方針及び取組を設定しております。また、基本構想において、まちづくりには全員参加で取り組むことなどを定めていることか

ら、基本計画では、市民と行政の役割分担を記載するとともに、関連する計画を記載する構成となっております。

それでは、各施策の内容にまいります。時間に限りがありますので、目指す姿と成果指標、それを実現するための基本的な取組のみ読み上げます。

なお、指標の現状値について、最終的に最新の数値に更新する予定のものは、数値の後ろに（R 1）などと記載してあります。御審議いただく専門部会までには、数値を更新いたします。

それでは、16ページの政策目標1-1危機管理体制の充実にまいります。

目指す姿を、市民等が自然災害等により死傷しないと、それを図る成果指標を、発災時の人的被害者数を令和7年度に0人と設定しております。そのために、現状分析・課題等を踏まえ、17ページの基本的な取組に掲げる「防災意識及び知識の向上」、「防災拠点施設の環境整備」、「帰宅困難者対策の整備」、「感染症対策の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策分野1-2「総合治水対策の強化」では、目指す姿を、水害や土砂災害が発生しないと、それを図る成果指標を、河川が溢れる件数を0件、急傾斜地崩壊危険区域指定の総指定箇所数を39箇所以上としております。目指す姿の実現に向けた基本的な取組として「河川及び水路の整備促進及び維持管理」「砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策分野1-3「災害に強い建築物や公共施設の整備」では、目指す姿を、建築物の耐震性などの安全性が確保されている状態とし、それを図る成果指標を、市有建築物の耐震化率を100%、港湾施設の整備要望の実現箇所数（累計）で10箇所以上、民間住宅の耐震化率を86%以上と、3つの指標を設定しております。基本的な取組として「緊急避難路や輸送路の確保のための港湾整備の推進」「水道管路更新（耐震化）事業の推進」「既存木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強工事の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策分野1-4「生活安全の推進」では、目指す姿を、市民等が、交通事故や犯罪が少なく、安心して暮らすことができる状態とし、それを図る成果指標を、市内における刑法犯認知件数（暦年）で290件以下に、市内における人身交通事故発生件数（暦年）で330件以下、としております。基本的な取組として「犯罪のない環境作りの促進」「交通事故を発生させない環境作り」「消費者被害防止対策及び正しい消費行動の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策分野1-5「消防体制の強化」では、目指す姿を火災を始めとする災害から守られ安心して暮らすことができる状態とし、それを図る成果指標を、消防団員充足率を100%、公務災害件数を0件、夜警の実施率100%としております。基本的な取組として、「消防団員の確保」「消防団員の活動環境の整備・向上」などの取組を進めてまいります。

なお、市民の皆様がこちらの計画を見た時に、救急体制のことが触れられていないと誤解されないよう、平成28年4月1日に発足した「駿東伊豆消防組合」において、常備消防・救急体制の強化に努めている旨等を、右下に記載しております。

続いて、施策2-1「地域医療の充実」では、目指す姿を市民等が質の高い医療を受

けることができる状態とし、それを図る成果指標を、地域医療支援病院の継続とし、目標を紹介率及び逆紹介率の承認要件を満たすとしております。承認要件は、記載のとおり1～3のいずれかを満たすことが必要となります。

基本的な取組として「地域内の医療連携の推進」「伊東市民病院の運営の充実」「観光と医療との連携推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策2-2「健康づくり支援」では、目指す姿を市民がライフステージに合った、健康的でいきいきとした生活を送ることができる状態とし、それを図る成果指標を、健康寿命（お達者度）、を男性18.65年以上、女性21.19年以上、健康意識（いとう健康マイレージ参加者数）を17,600人以上としております。基本的な取組として「ライフステージに応じた健康づくりの推進」「生活習慣病対策」「こころの健康づくりの推進」「感染症対策の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策2-3「出産・子育て支援の充実」では、目指す姿を子育て世代が心身ともに健やかに子育てができる状態、子どもが心身ともに健やかに成長できる状態とし、それを図る成果指標を、子育てを楽しいと思う親の割合を95%以上、出産・子育て支援の充実に満足している市民の割合（満足度調査）を60%以上としております。なお、繰り返しになりますが、満足度調査をはじめ、今年度の調査結果を基に目標値を再設定するものについては、現状値に（R1）としており、専門部会までに数値を更新いたします。

基本的な取組として「子育て世帯の経済的支援の推進」「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進」「子どもが安心して暮らせる環境づくりの推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策2-4「保育及び幼児教育の充実」では、目指す姿を、子どもたちが健やかに成長することができる、子育て世代が子育てと仕事が両立できる状態とし、それを図る成果指標を、待機児童数（4月1日現在）0人に、園での保育に満足している保護者の割合を100%、多様な保育への満足度を95%以上としております。基本的な取組として「待機児童対策の推進」「保育及び幼児教育の充実」「情報提供、相談体制の充実」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策2-5「高齢者福祉の充実」では、目指す姿を、高齢者が地域の中でいきいきと生活できる、地域が住民相互で支え合い暮らすことができる状態とし、それを図る成果指標を、元気な高齢者の割合（4月1日現在）で84%以上に、健康寿命（お達者度）を男性18.65年以上、女性21.19年以上、生活支援サポーターの養成者数を5年間累計で200人以上としております。基本的な取組として「介護予防の推進」「高齢者の権利擁護」「地域包括ケアシステムの構築」「介護人材の育成」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策2-6「障がい者福祉の充実」では、目指す姿を、障がい者（児）・その家族が、安心して生活することができる状態とし、それを図る成果指標を、相談支援事業所の相談件数を8,500件以上、障がい福祉サービス支給決定者数（実数）を630人以上、市内企業の障がい者雇用率（年度末数値）を法定雇用率以上、障がい福祉サービス利用後の一般就労者数を5人以上としております。基本的な取組として「障がい福祉サービスの充実」「障がい者（児）への理解の促進・啓発」「障がい者雇用の推

進」などの取組を推進してまいります。

続いて、施策２－７「地域福祉の充実」では、目指す姿を、支援を必要とするひとが住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができる、多くの人が地域福祉活動等へ参加することで地域が活性化される状態とし、それを図る成果指標を、「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に満足している市民の割合」を６５％以上、「ボランティアセンターによるボランティア活動あつ旋件数」を６０件以上としております。基本的な取組として「福祉ボランティアの養成」「生活困窮者等に対する相談支援の充実」などの取組を推進してまいります。

続いて、施策２－８「多様性のある社会の実現」では、目指す姿を、市民がお互いの個性と多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる状態とし、それを図る成果指標を「お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現」に満足している市民の割合（市民満足度調査）」とし、こちらについては、今年度の満足度調査で新たに項目を設定するものであり、現状値・目標値とも、専門部会までに数値を確定いたします。基本的な取組として「人権を尊重する社会の推進」「男女共同参画社会の推進」「配偶者等暴力防止対策の推進」「心ゆたかな子どもの育成」「障がい者（児）への理解の促進・啓発」「障がい者雇用の推進」の取組を進めてまいります。

続いて、施策２－９「保険・年金制度の運営」では、目指す姿を、制度加入者が制度の理解を深め、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができる状態とし、それを図る成果指標を、制度理解の醸成等を図るための広報による周知を３１回以上、公平な負担に対する意識向上の取組や適正なサービス受給のための相談会の実施を５４回以上としております。基本的な取組として「情報提供の充実」「相談業務の充実」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策３－１「自然との共生社会の推進」では、目指す姿を、市民・事業者・ボランティア団体の一人一人の取組により、豊かな自然や快適な生活環境が維持、保全されている状態とし、それを図る成果指標を、公害の迷惑行為に寄せられる苦情件数を１５件以下に、愛護動物の迷惑行為に寄せられる苦情件数を１５件以下に、伊東市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積（累計）で、２２．８ヘクタール以上としております。基本的な取組として「快適な生活環境の確保」「愛護動物の適正飼育の推進」「森林環境整備の促進」に取り組みます。

続いて、施策３－２「循環型社会の推進」では、目指す姿を、市民、滞在者、事業者が、ごみの減量・資源化と温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる状態とし、それを図る成果指標を可燃ごみの排出量を２万９，１０１トン以下、リサイクル率（総資源化量／総ごみ量）を２０％以上としております。基本的な取組として、「ごみ発生抑制の推進」「静岡県海洋プラスチックごみ防止６Ｒ県民運動の推進」「環境学習の充実及び温室効果ガス排出量の削減の意識啓発・普及の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策３－３「生活排水対策の充実」では、目指す姿を、適切な汚水処理により生活環境が向上し、公共用水域の水質保全等が図られ、市民が、快適な市民生活を送ることができる状態とし、それを図る成果指標を環境基準（河川ＢＯＤ・海域ＣＯＤ）とし、八代田橋をＢＯＤ　２ミリグラムパーリットル以下、渚橋をＢＯＤ　３ミリグ

ラムパーリットル以下、伊東港中央をCOD2ミリグラムパーリットル以下としております。基本的な取組として「下水道施設の効率的な整備促進」「下水道施設の適正管理」「下水道への接続の促進」「適正な浄化槽の維持管理の推進」などの取組を推進してまいります。

続いて、施策3-4「安全でおいしい水の安定供給」では、目指す姿を、水道使用者が、安全でおいしい水を安定的に使用することができる状態とし、それを図る成果指標を「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を90%以上としております。基本的な取組として「水質の適正管理の推進」「管路更新（耐震化）事業の推進」「民営水道の統合の推進」などの取組を推進してまいります。

続いて、施策3-5「魅力的な都市空間の創造」では、目指す姿を、市域が、地域特性を生かした安全で快適な市街地が形成され、景観に配慮されている状態とし、それを図る成果指標を「海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を65%以上、土地の使い方について「全体として調和が取れており、良い状態である」と回答した市民の割合（市民満足度調査）を48%以上としております。基本的な取組として「中心市街地の活性化の推進」「景観に配慮したまちづくりの推進」「市営住宅の快適で良好な住空間の維持・確保」「空家等及び跡地の利活用」「伊東市営天城霊園の整備推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策3-6「公共交通体系の充実」では、目指す姿を、市民等の持続可能な地域公共交通が確保・維持されている状態とし、それを図る成果指標をバス・鉄道などの公共交通対策の充実に満足している市民の割合（市民満足度調査）を45%以上、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシーの年間利用者数を現状維持としております。基本的な取組として「公共交通体系の再構築」「地域公共交通の確保、充実」「観光移動での利用促進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策3-7「道路環境の整備」では、目指す姿を、市域において円滑・安全・安心・快適な道路環境が維持できている状態とし、それを図る成果指標を、道路瑕疵による事故発生件数を0件、幹線市道の整備率を98.5%以上としております。基本的な取組として「円滑な道路環境の整備」「道路施設等の適切な維持管理の推進」「安全で快適な歩道空間の推進」に取り組んでまいります。

続いて、施策4-1「教育環境の整備」では、目指す姿を、児童・生徒・保護者にとって、児童・生徒が学習しやすい環境が整っている状態とし、それを図る成果指標を児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数1台以上、長寿命化計画に基づく具体的な改修計画の策定・改修の実施を、改修計画に基づく改修の実施としております。基本的な取組として「小・中学校の規模と配置の適正化の推進」「学校施設の環境整備及び老朽化対策」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-2「未来を創る教育の充実（小・中学校）」では、目指す姿を、児童・生徒が夢や希望を抱くことができる状態、子どもたちが夢や希望を育むことのできる魅力ある学校とし、それを図る成果指標を学校が楽しいと思う子どもの割合（小学校）を90%（中学校）では85%としており、こちらも今年度の調査結果確定後に目標値を改めて設定いたします。基本的な取組として「学びに向かう力」の育成」「人

として備えたい力（人間性）」の育成」「命を守る力」の育成」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-3「生涯学習活動の推進」では、目指す姿を、市民が生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できる状態とし、それを図る成果指標を「生涯学習活動の推進」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を73.5%以上、市民一人当たりの図書貸出冊数を3.76冊以上としております。基本的な取組として「生涯学習機会の提供」「市民の自主的生涯学習活動の推進」「魅力ある図書館の構築事業の推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-4「青少年の健全な育成」では、目指す姿を、次代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性を身に付け、地域とともに健やかに育つことができる状態」とし、それを図る成果指標を小・中・高生一人当たりの地域学校協働活動への参加回数を1.68回以上としております。基本的な取組として「声かけ・あいさつ運動の推進」「地域における居場所づくりの推進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-5「市民スポーツ活動の推進」では、目指す姿を、市民が気軽に快適にスポーツに取り組むことができ、生涯にわたって健康を維持することができる状態とし、それを図る成果指標を「市民スポーツ活動の支援」に満足している市民の割合（市民満足度調査）80%以上としております。基本的な取組として「スポーツ団体の支援」「社会体育施設等の充実」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-6「歴史・芸術文化の振興」では、目指す姿を、市民が歴史、芸術文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができる状態とし、それを図る成果指標を「芸術・文化に触れる機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を70%以上、「史跡・郷土芸能の保存」に満足している市民の割合（市民満足度調査）80%以上としております。基本的な取組として「文化財の保護・保存」「歴史に触れる機会の提供」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策4-7「郷土愛の醸成」では、目指す姿を本市の将来を担う高校生が、生まれ育ったまちに誇りを持ち「住み続けたい」「離れても将来戻ってきたい」と思える状態として、それを図る成果指標を、伊東市に将来戻ってきたいと思う高校生の割合を65%以上、郷土に誇りと愛着を持っている高校生の割合を75%以上としております。基本的な取組として「郷土愛醸成に向けた連携の推進」を進めてまいります。

続いて、施策5-1「地域資源の魅力向上」では、目指す姿を観光客が地域資源に魅力を感じ来訪する、市内観光関連事業者が、地域資源の魅力を広く発信し、誘客に繋げる状態とし、それを図る成果指標を年間来遊客数730万人以上、観光客の満足度を95%以上としております。基本的な取組として「情報発信の強化及び旅行形態、観光客ニーズの把握」「ブランドイメージの確立」「イベント等の磨き上げ」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-2「新たな観光形態の構築・推進」では、目指す姿を観光客が、本市を訪れる目的を多種多様な中から選択することができ、滞在型（2泊以上）の観光地として訪れる状態とし、それを図る成果指標を伊豆・伊東観光ガイドのPV数、400万アクセス以上、伊東での滞在日数（2泊以上の割合）を25%以上としております。基本的な取組として「ロケツアーリズムの推進」「まくら投げ競技を活用した団体旅行の

誘致」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-3「広域連携による誘客の拡充」では、目指す姿を観光客が、伊豆半島へ長く滞在し、連携市町を回遊する状態とし、それを図る成果指標を、伊豆半島7市6町の観光交流客数を5,000万人以上、伊豆半島7市6町の外国人宿泊客数を67万5,000人以上としております。基本的な取組として「美しい伊豆創造センターや伊豆半島ジオパーク推進協議会など記載の団体との連携」を進めてまいります。

続いて、施策5-4「商工業の振興」では、目指す姿を商工業者が、経営・雇用が安定し、地域経済の発展に貢献している状態とし、それを図る成果指標として、有効求人倍率を1.00倍以上、新規創業件数を15件以上としております。基本的な取組として「経営の安定を図る支援」「地域産品の付加価値の向上」「創業支援」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-5「農林業の振興」では、目指す姿を農林業者において意欲ある担い手が育成確保され、地域経済の発展に貢献している状態とし、それを図る成果指標として、担い手農業者数を70人以上、担い手への農地利用集積面積を84.0ヘクタール以上としております。基本的な取組として「新規就農者の確保」「担い手育成及び農地の集積・集約化」「森林環境整備の促進」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-6「水産業の振興」では、目指す姿を水産業者が、水産物の安定的な供給、活用により漁業経営の安定・向上化が図られ、地域経済の発展に貢献している状態とし、それを図る成果指標を水揚数量3,600トン以上としております。基本的な取組として「安定した漁業の推進」「担い手の育成・確保」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-7「移住定住の促進・関係人口の拡大」では、目指す姿を移住（希望）者が、安心して移住し、定住することができる状態とし、それを図る成果指標を移住者数100人以上、転入超過数200人以上、移住相談件数240件以上としております。基本的な取組として「移住定住の増大に向けた施策の促進」「情報発信の強化」などの取組を進めてまいります。

続いて、施策5-8「国際交流の推進・都市交流の促進」では、市民が身近で国際交流が楽しめ、国際理解や都市間交流により相互の地域の理解が育まれている状態とし、それを図る成果指標を「国際交流機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を75%以上、日本語教室受講者数（延べ人数）1,300人以上、国内姉妹（友好）都市交流事業の実施回数を6回以上としております。基本的な取組として「国際交流事業の推進」「国際理解の啓発」などの取組を進めてまいります。

続いて、政策目標1から5までを下支えする構想の推進にまいります。施策1「全員参加によるまちづくりの推進」では、市民が積極的に様々な活動に参画することができる、持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる状態とし、それを図る成果指標を「市民活動などの地域活動の推進」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を65%以上、「市民の声をうかがう機会の充実」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を48%以上としております。基本的な取組として「市政への参画機会の推進」「市民の自主的なまちづくり活動への支援」「広報・広聴の充実及びわかりやすい情報発信」などの取組を進めてまいります。

	<p>続いて、施策2「市民の信頼に応える行政運営」では、行政が市民に信頼される状態とし、それを図る成果指標を「市民に対する市職員の対応」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を60%以上としております。基本的な取組として「信頼される人材の育成」「持続可能な行政運営の確立・運用」「内部統制の推進」「行政内部の電子化の推進」などの取組を進めてまいります。</p> <p>続いて、施策3「健全かつ持続可能な財政運営」では、行政が健全かつ持続可能な財政運営ができている状態とし、それを図る成果指標を全ての会計の地方債残高（臨時財政対策債を除く）、300億円以下、「市の財政の健全な運営」に満足している市民の割合（市民満足度調査）を55%以上としております。基本的な取組として「健全な財政運営と財政基盤の強化」「自主財源の確保」などの取組を進めてまいります。</p> <p>94ページ以降の第4節については、ただいま説明いたしました各施策とSDGsとの関係を一覧で記載しております。</p> <p>なお、16ページから93ページの体裁については、内容が確定後、見やすく調整いたします。</p> <p>以上、大変説明が長くなりましたが、次回の専門部会において、第1専門部会の皆様には、政策目標1及び3を、第2専門部会の皆様には政策目標2を、第3専門部会の皆様には政策目標4を、第4専門部会の皆様には政策目標5を審議いただきます。</p> <p>構想の推進、またこの後説明いたします総合戦略については、10月27日に開催する全大会において、委員の皆様全員で審議いただきます。</p> <p>なお、審議については、基本構想の時と同様、事前に意見や提案を御提出いただき、当日市の対応を報告する形で行いますので、第1専門部会の皆様は、16ページから25ページまでの政策目標1と44ページから57ページまでの政策目標3に関する意見や提案を9月4日までに御提出をお願いいたします。同様に、第2専門部会の皆様は、26ページから43ページまでの政策目標2について、第3専門部会の皆様は、58ページから71ページまでの政策目標4について、第4専門部会の皆様は、72ページから85ページまでの政策目標5について、意見や提案を同じく9月4日までに御提出をお願いいたします。</p> <p>また、1ページから13ページまでの第1節及び86ページから93ページまでの構想の推進並びに94ページから97ページまでの第4節、さらにはこの後説明いたします総合戦略については、全委員さんから意見や提案をお願いいたします。</p> <p>こちらについては、期限を9月14日までにさせて頂きたいと思っております。</p> <p>会議終了後、明日までに依頼の文書をメールにて送付いたしますので、データでの御提出にご協力をお願いいたします。メールアドレスの報告がお済みでない方は、机の上に用紙を置いておきましたので、アドレスを記載し、本日の会議終了後に事務局にご提出をお願いいたします。メールでの提出が難しい方については、会議終了後、事務局に御一報をお願いいたします。</p> <p>以上で、第十一次基本計画について説明を終わります。</p>
鈴木会長	<p>ただいま事務局の方から第十一次基本計画案について、報告がありました。</p> <p>引き続き、「(2) 伊東市総合戦略（改訂案）」について説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、次第6（2） 伊東市総合戦略（改訂案）について説明いたします。引き</p>

続きの説明で大変恐縮ですが、30分程度の説明で終わりにしますので、よろしくお願いいたします。

諮問案の説明の前に、人口ビジョン及び総合戦略の概要等について簡単にご説明させていただきます。

資料6「人口ビジョン・総合戦略」の全体像をご覧ください。

「人口ビジョン」は、2060年を視野に入れた人口の長期見通しであり、国立社会保障人口問題研究所によれば、本市の人口は2060年に約2万9千人程度になると推計されています。

人口減少を食い止めるために、本市におきましては、2025年には合計特殊出生率を現在の1.33から1.36に引き上げ、毎年200人の転入超過を実現することで、2060年には36,600人程度を確保したいと考えています。

この人口の長期見通しを達成するために、この5年間に集中的に施策を実施するわけですが、その計画となるものが右側の総合戦略となります。

後程、諮問案の説明で詳細に申し上げますが、5つの基本目標を設け、それぞれに主な重要業績評価指標という成果目標を設定します。その数値目標を達成するために各種の施策を実施していきます。なお、総合戦略に記載の施策については、人口減少対策として重点的に取り組む施策を記載したものという位置づけをしておりますので、ご了承ください。

次に、資料7「伊東市総合戦略改訂案」について説明をいたします。

資料7の1ページをご覧ください。第1章として「総合戦略の策定にあたって」を掲げ、「総合戦略策定の趣旨」、「対象期間」、「SDGsとの連動」、「推進体制」を記載しています。対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間としています。SDGsとの連動については、総合戦略で取り組む方向性はSDGsの目標と同様であり、総合戦略の推進を図ることで、SDGsの目標達成に繋がるものと考えますことから、基本目標と具体的な施策のKPIごとに、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合戦略とSDGsを一体的に推進してまいります。

3ページにまいります。推進体制といたしましては、総合計画審議会での審議をお願いすること、「結婚・出産・子育て」や「移住」に関するアンケート結果等から得られた市民の意見を施策に反映させました。今後とも、PDCAマネジメントサイクルにより、客観的な指標を用いた上で施策の効果検証や見直しを行ってまいります。

4ページにまいります。次に、第2章として「基本目標」を掲げ、まず、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則を記載しています。これは国が掲げる5原則で、総合戦略の策定に当たっては、「自立性」「将来性」「地域性」「総合性」「結果重視」の原則に基づき、政策を組み立てることとしています。また、政策効果を「重要業績評価指標（KPI）」で測ることとしています。ここでは原則として令和7年度1年間に達成する目標値を指していますが、指標によっては令和3年度から令和7年度までの5年間の目標値としています。

5ページにまいります。本市の総合戦略の分野は5つにまとめ、「安全・安心なくらしを守る」、「安定した雇用を創出する」、「新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携する」とし

ています。

6 ページにまいります。「基本目標1 安全・安心な暮らしを守る」についてです。「基本目標」は「発災時の人的被害者数を0人」とし、「講ずべき施策に関する基本的方向」は、「危機管理体制の充実、水道・下水道等の既存インフラの長寿命化・耐震化」としています。具体的な施策と指標について、①「危機管理体制の充実」の「具体的な施策」は「危機管理体制の一層の充実、自然災害による人的被害者ゼロを目指す」とし、「指標」は、「発災時の人的被害者数を0人」と設定します。

②「防災意識の向上」の「具体的な施策」は「防災研修等の開催及び防災訓練の実施による防災意識や地域の自助・共助の向上」とし、「指標」は、「防災研修及び防災訓練の参加者数を30,800人」と設定します。

7 ページにまいります。③「消防団員の確保・活性化対策の推進」の「具体的な施策」は「消防団に対する理解を向上させる広報活動による消防団員の確保」とし、「指標」は「消防団員充足率を100%」と設定します。

④「防犯、交通安全の意識啓発」の「具体的な施策」は、「防犯意識を高揚させるための情報提供や交通安全教育の推進による安全・安心な環境づくり」とし、「指標」は「市内における刑法犯認知件数を290件」「市内における人身交通事故発生件数を330件」と設定します。

⑤「公共施設の適正な維持管理」の「具体的な施策」は「公共施設の長寿命化、統廃合、除却等による将来負担の軽減」とし、「指標」は「公共施設の廃止又は除却の件数を5か年累計で3件」と設定します。

8 ページにかけましての、⑥「安全な水の安定供給」の「具体的な施策」は「老朽化した水道施設や管路の更新、耐震化に加え、漏水調査、修繕の拡充、水道料金の収納率の向上、経営の効率化、経費節減による持続可能な経営基盤の強化」とし、「指標」は「料金値上げを0円」「有収率を76.0%」「重要給水施設の耐震化率を78.0%」と設定します。

⑦「生活排水対策の充実」の「具体的な施策」は「施設及び設備機器等の長寿命化・耐震化による安定した汚水処理の確保、公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域での接続促進活動の実施」とし、「指標」は「下水道環境の長寿命化・マンホールトイレの設置に係る計画に対する実施率を100%」「下水道処理施設の長寿命化及び耐震化の進捗率を100%」「水洗化率を90.0%」と設定します。

⑧「道路施設の長寿命化」の「具体的な施策」は「舗装劣化路線における舗装改良等による舗装の長寿命化」とし、「指標」は「舗装改良路線数を5か年累計で5か所」と設定します。

9 ページにまいります。⑨「橋りょうの長寿命化」の「具体的な施策」は「道路橋個別施設計画による計画的な橋りょう修繕」とし、「指標」は「修繕橋りょう数を5か年累計で20橋」と設定します。

10 ページにまいります。次に、「基本目標2 安定した雇用を創出する」についてです。「基本目標」は「有効求人倍率1.00倍以上」とし、「講ずべき施策に関する基本的方向」については、「農林水産業の経営の効率化や高付加価値化、ブランド化のための技術や経営能力の向上及び後継者の育成や新規参入者の支援、企業誘致や介護資

格者の育成による雇用の場の確保」としています。具体的な施策と指標について、①「農業の担い手の育成・確保」の「具体的な施策」は、「農地の集積、生産性の向上、6次産業化及び付加価値の高い農産物・加工品の創出、担い手の所得向上」とし、指標は、「新規就農者数を5か年累計で20人」と設定します。

②「地産地消の推進」の「具体的な施策」は「水産業の6次産業化、地魚の高付加価値化」とし、「指標」は「飲食店における地魚取扱店舗数を5か年累計で25店舗」と設定します。

11ページにまいります。③「安定した漁業の推進」の「具体的な施策」は「つくり育てる漁業を推進し、漁業所得の向上を図る」とし、「指標」は「水揚数量を3,600トン」と設定します。

④「地域の商業活性化」の「具体的な施策」は「空き店舗を利用した実験店舗の設置や伊東ブランドの創出などを行う事業の支援により、中心市街地のにぎわいを創出する」とし、「指標」は「ブランド品目創出数を5か年累計で25品目」と設定します。

⑤「商工業への支援体制強化」の「具体的な施策」は「意欲ある個店を対象に経営支援強化を行うことにより、個店の活力を推進する」とし、「指標」は「参加店舗の平均売上増加率を4%」と設定します。

⑥「起業の促進」の「具体的な施策」は「開業資金や家賃などへの助成により、起業の推進につなげる」とし、「指標」は「新規創業件数を5か年累計で75件」と設定します。

12ページにまいります。⑦「本市の特性に合った企業誘致」の「具体的な施策」は「企業誘致に必要な施策の調査研究、首都圏企業への広報や情報収集、本市にサテライトオフィス等を設置する事業者に対する支援」とし、「指標」は「新規企業立地件数を5か年累計で7件」と設定します。

⑧「介護資格者の育成」の「具体的な施策」は、「訪問型サービスAに従事するための人材育成研修の開催、研修受講者と介護保険事業所とのマッチング」とし、「指標」は「基準緩和型サービス従事者研修受講者のうち、介護保険事業所に採用された人数を5か年累計で50人」と設定します。

13ページにまいります。⑨「男女共同参画の推進」の「具体的な施策」は「伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」の推進、市役所内の指導的地位に占める女性の割合を着実に高める、あらゆる分野における方針等の意思決定過程に女性の登用が広まるような取組、ワーク・ライフ・バランスの啓発」とし、「指標」は「男女共同参画社会づくり宣言事業所数を67事業所」「市役所における指導的地位（係長職以上）に占める女性の割合を35.0%」「公的な会議の場における女性の割合を30.0%」と設定します。

⑩「障がい者雇用の促進」の「具体的な施策」は「ハローワーク等の関係機関との連携、地域自立支援協議会就労支援部会の取組の充実」とし、「指標」は「市内企業の障がい者雇用率を法定雇用率以上」と設定します。

14ページにまいります。「基本目標3 新しいひとの流れをつくる」についてです。「基本目標」は「社会増減数を200人、年間来遊客数を730万人」としています。「講ずべき施策に関する基本的方向」については、「移住定住に関する情報発信の強化、

相談体制の充実、誰もが暮らしやすい魅力ある環境づくりを進めるとともに、外国人観光客の誘客や本市の魅力の戦略的な発信、周遊・滞在型観光の推進による交流人口の拡大」としています。具体的施策と指標について、①「移住定住の促進・関係人口の拡大」の「具体的な施策」は「幅広い世代の方の転入増加を図るための誰もが暮らしやすい魅力ある環境づくり、情報発信の強化や相談体制の充実、関係人口の拡大に向けた取組」とし、「指標」は「静岡県調査による移住者数を100人」「移住相談件数を240件」「ふるさと納税の寄附件数を11,000件」と設定します。

15ページにまいります。②「交流人口の拡大」のうちア「外国人観光客の誘客推進」の「具体的な施策」は「デジタルマーケティングによるプロモーションを実施し適切なセグメンテーションとターゲティングを行うとともに、本市の国内外での知名度向上を図る」とし、「指標」は「外国人観光客の宿泊者数を120,000人」「観光案内所での外国人対応人数を4,500人」「外国人対応が出来る従業員または翻訳機を配備している宿泊施設数の割合を97.0%」と設定します。

イ「本市の魅力の戦略的な発信」の「具体的な施策」は、「効果的な情報発信、「伊豆・伊東観光ガイド」やSNSのコンテンツの充実、居住地としての魅力や地場産品の情報発信による移住・定住の促進及びふるさと納税の利用規模の拡大」とし、「指標」は「観光客の満足度を95.0%」「県内観光客の割合を15.0%」「伊豆・伊東観光ガイドのPV数を4,000,000アクセス」「公式インスタグラムのフォロワー数を5,500人」「温泉地ランキングの順位を25位以内」「ふるさと納税の寄附件数を11,000件」と設定します。

16ページにまいります。ウ「市内消費につながる周遊・滞在型観光の推進」の「具体的な施策」は「本市に点在するコンテンツをうまく組み合わせることで周遊を促し、滞在時間、日数の増加を図るとともに、市内地区のそれぞれの特性を浮かした観光振興を図り、滞在型観光を推進する」とし、「指標」は、「伊東での滞在日数（2泊以上の割合）を25.0%」「日帰り客1人当たりの市内での総消費額を12,000円」「宿泊客1人当たりの市内での総消費額を33,000円」「再来遊意欲のある人の割合を95.0%」と設定します。

③「地域の商業活性化」の「具体的な施策」は「にぎわいづくり事業等を支援することで、魅力ある商店街の創出を図り、市内外からの誘客を促進する」とし、「指標」は「にぎわいづくり事業等の利用団体数を5か年累計で20団体」と設定します。

17ページにまいります。次に、「基本目標4 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」についてです。「基本目標」は「合計特殊出生率を1.36、待機児童数を0人」とします。「講ずべき施策に関する基本的方向」については、「妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制の構築、ひとり親家庭等の生活安定と自立促進を図るための相談支援窓口の設置及び経済的支援や求職活動支援の実施、保育園、幼稚園、小中学校、児童館、ファミリー・サポート・センター等におけるサービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じた子ども・子育て支援の充実」としています。具体的な施策及び指標について、①「子育て世帯の経済的支援の推進」の「具体的な施策」は「誕生祝金の贈呈や医療費助成事業などを引き続き推進することにより、経済的な負担を軽減する。」とし、「指標」は「出産・子育てに関する満足度を60%」と設定します。

18ページにまいります。②「安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり」の「具体的な施策」は「総合的な相談体制の整備や産前・産後の専門的支援を充実し、子育ての負担感や不安感の軽減を図る」とし、「指標」は「妊娠出産包括支援事業利用者数（延人数）を1,900人」「乳幼児健康診査受診率を100%」と設定します。

③「妊娠・出産のための健康づくりと正しい知識の普及」の「具体的な施策」は「若い世代への健康教育を通じて、妊娠・出産に関する知識の普及を図る」とし、「指標」は、「正しい知識についての普及率を100%」と設定します。

19ページにかけての、④「ひとり親家庭等の自立促進」の「具体的な施策」は「子育てや生活に係る相談支援窓口により情報提供や生活上の助言・指導を行い、職業能力の向上と求職活動支援を図る」とし、「指標」は「ひとり親家庭等の相談割合を16.0%」と設定します。

⑤「子育てにおける相互援助活動の推進」の「具体的な施策」は「市民の相互援助活動によるファミリー・サポート・センター事業の拡充を図る。」とし、「指標」は「ファミリー・サポート・センター登録会員数を480人」と設定します。

⑥「子どもの居場所の場の提供」の「具体的な施策」は「親子、親や子ども同士のふれあいの場や遊べる場の提供、子どもの居場所の確保」とし、「指標」は「児童館年間利用者割合を25.0%」「子ども食堂実施箇所数を10箇所」と設定します。

⑦「保育・幼稚園教育の充実」の「待機児童対策の推進」の「具体的な施策」は「保育環境の整備、幼稚園預かり保育の運営等により、待機児童対策の推進を図る」とし、「指標」は「待機児童数を0人」と設定します。

20ページにまいります。イ「多様な保育事業の推進」の「具体的な施策」は「就労形態に応じた延長保育、一時預かり、休日保育など多様な保育事業の推進を図る」とし、「指標」は「多様な保育への利用者満足度を95%」と設定します。

ウ「保育及び幼児教育の充実」の「具体的な施策」は「小学校との連携、保育園と幼稚園の人事交流、研修や職員の質の向上による保育及び幼児教育の充実を図る」とし、「指標」は「園での生活に満足している保護者の割合を100%」と設定します。

エ「情報提供及び相談体制の充実」の「具体的な施策」は「子育てにおける悩みや不安など多様なニーズに対応したサービス内容の情報提供と相談体制の推進を図る」とし、「指標」は「子育て支援への満足度を80%」と設定します。

オ「保育園及び幼稚園のあり方の策定」の「具体的な施策」は「認定こども園を見据えた保育園及び幼稚園の再編を検討する」とし、「指標」は「認定こども園の施設数を2園」と設定します。

21ページにかけましての、⑧「学校における教育環境の整備」の「具体的な施策」は「小・中学校の規模及び配置の適正化、学校施設全体の改修と適切な修繕、ICT教育環境整備の推進」とし、「指標」は「児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数を1台」と設定します。

⑨「個に応じた教育的支援の充実」の「具体的な施策」は「支援員の適正配置や相談体制の充実など、個に応じた教育的支援に努める」とし、「指標」は「学校が楽しいと思う子どもの割合を小学校90.0%、中学校85.0%」と設定します。

⑩「地区青少年健全育成活動の活発化」の「具体的な施策」は「青少年が生まれ育つ

た地域で元気に活動でき、積極的に地域との連携を保てるよう支援する」とし、「指標」は「小・中・高生一人当たりの地域学校協働活動への参加回数を1.68回」「善行賞の被表彰者数を80人・7団体」と設定します。

①「地域における居場所づくりの推進」の「具体的な施策」は「子どもたちの活動拠点を確保し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を促進する」とし、「指標」は「放課後子ども教室への参加延べ人数を4,300人」と設定します。

22ページにまいります。「基本目標5 時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携する」についてです。「基本目標」は「健康寿命（お達者度）で男性18.65年、女性21.19年」としています。「講ずべき施策に関する基本的方向」については、「健康で長生きできるまちづくりを進める。また、郷土への愛着と共生による豊かな心の育成につなげる。」としています。

具体的な施策及び指標について、①「健康づくりの推進」のア「生活習慣病予防とがんの早期発見」の「具体的な施策」は、「健（検）診受診の周知・勧奨を促進し、生活習慣病とがんの早期発見・治療に結び付け、生活の質の向上を図る」とし、「指標」は「全ての死因における対県比標準化死亡比を、男女とも100.0」と設定します。

23ページにまいります。イ「歯科口腔衛生の充実」の「具体的な施策」は「広範な年齢層を対象に啓発を図るとともに、歯周病健診の受診率の向上を図る」とし、「指標」は「歯科衛生教育年間延べ実施者数を4,000人」と設定します。

ウ「地域内の医療連携の推進」の「具体的な施策」は、地域全体の医療の充実を図るため、地域内の医療機関との役割分担や連携強化を推進するとし、「指標」は「伊東市民病院紹介率を50.0%以上」「伊東市民病院逆紹介率を70.0%以上」など記載の目標のうちいずれか1つを満たすことと設定します。

エ「生きがいつくり・介護予防の推進」の「具体的な施策」は、「高齢者対象施設を活用した生きがいつくり、居場所及び健康体操クラブ等の介護予防活動を通じ、高齢者の社会参加を促す」とし、「指標」は「元気な高齢者の割合を84.0%」と設定します。

24ページにまいります。オ「介護人材の育成」の「具体的な施策」は「総合事業における訪問型サービスBに従事するボランティアを養成するための研修を開催する」とし、「指標」は「生活支援サポーターの養成者数を5か年累計で200人」と設定します。

カ「介護が必要な高齢者への支援」の「具体的な施策」は「関係機関や地域の方々が地域課題の把握・解決及び高齢者が抱える課題を解決するための検討会議を開催する」とし、「指標」は「地域ケア会議の開催回数を5か年累計で75回」と設定します。

キ「在宅医療、介護連携の推進」の「具体的な施策」は「医療と介護を一体的に提供するため、医療機関、介護事業所等の関係者の連携を推進する研修会等を開催する」とし、「指標」は「医療・介護関係の多職種が合同で参加する研修会等の開催を5か年累計で10回」と設定します。

25ページにまいります。②「生涯学習活動の推進」のアの「市民の自主的生涯学習活動の推進」の「具体的な施策」は「各種講座の充実、サークル等団体の情報の積極的な広報を行う」とし、「指標」は「市民1人当たりの生涯学習活動の参加回数を3.3

1回」と設定します。

イ「生涯学習機会の提供」の「具体的な施策」は「多くの方が参加できるように生涯学習の機会を提供する」とし、「指標」は「中央会館・ひぐらし会館に登録している団体数を1, 280団体」と設定します。

ウ「魅力ある図書館の構築」の「具体的な施策」は「時勢・トレンドを反映した選書、様々なイベントや企画展を実施する」とし、「指標」は「市民1人当たりの図書貸出冊数を3, 76冊」「図書館におけるイベント・企画展実施数を60回」と設定します。

26ページにまいります。エ「新図書館建設による図書館機能の充実及び新規利用者等の確保」の「具体的な施策」は「新図書館建設を契機に蔵書を増加し図書館機能の充実を図るとともに、新規利用者や潜在利用者の利用を促進する」とし、「指標」は「図書館における蔵書数を333, 000冊」「図書館を利用している人の割合を47.3%」と設定します。

③「市民スポーツ活動の支援」の「具体的な施策」は「市民がスポーツに取り組むことができるように各種スポーツ団体への支援を図る」とし、「指標」は「体育協会加盟団体数を26団体」と設定します。

イ「指導者養成の支援」の「具体的な施策」は「市民誰もがスポーツを楽しむことができるように、指導者の養成を目指し、スポーツ推進委員の拡充に努める」とし、「指標」は「スポーツ推進委員数を15人」と設定します。

ウ「市民の健康維持及び体力向上」の「具体的な施策」は「市民が健康維持及び体力向上を実感できる支援に取り組む」とし、「指標」は「スポーツ教室参加延べ人数を9, 500人」と設定します。

27ページにまいります。④「歴史・芸術文化の振興」の「具体的な施策」は「文化財を保護・保存するため、地域や保存団体と連携し、的確な支援と育成に努めるとともに、後世に伝えていく担い手の育成に努める」とし、「指標」は「指定文化財整備及び保護件数を38件」と設定します。

イ「歴史、芸術文化に触れる機会の提供」の「具体的な施策」は「市民が歴史・芸術文化に興味を持ち、進んで学ぶことができるように学習機会の充実を図る」とし、「指標」は「歴史、芸術文化に関するイベントの来場者数及び施設入場者数の合計を19, 000人」と設定します。

ウ「芸術文化活動の支援」の「具体的な施策」は「芸術文化活動団体を支援し、活動の活性化に努める」とし、「指標」は「文化協会加盟団体数を83団体」と設定します。

⑤「国際交流の推進」の「具体的な施策」は、「地域における活発な国際交流活動を推進し、気軽に国際交流イベントに参加できる環境を整えるとともに、外国人住民の日常生活の利便性を向上させるための情報発信や事業展開を図る」とし、「指標」は「国際交流に関する体験や行事に参加した割合を14.0%」「日本語教室受講者数を1, 300人」と設定します。

28ページにまいります。⑥「地域活動・市民活動への支援」の「具体的な施策」は、「地域や市民活動団体等が企画し、地域福祉の推進等に資するまちづくり事業等に要する経費の一部を補助する」とし、「指標」は「まちづくり事業又は文化振興事業実施団体数を62団体」と設定します。

29ページから32ページにかけて、第3章として、総合戦略に示す施策の内容とSDGsにおける17のゴールの関連を示しています。SDGsの17のゴールのうち、本市の総合戦略では14のゴールが関連しています。

次に、参考としまして、資料8及び資料9の説明を簡単に行います。人口ビジョン及び総合戦略策定の基礎調査として、「結婚・出産・子育てに関するアンケート」及び「移住意向に関するアンケート」を実施いたしました。

資料8の1ページをご覧ください。「結婚・出産・子育てに関するアンケート」の調査概要ですが、調査項目としては、結婚に関する項目として、結婚についての考え方、結婚経験、独身の方の意向や交際経験、いずれ結婚したい方の意向、結婚している方、婚約中の方の意向、行政の結婚支援への意向を、出産・子育てに関する項目として、子どもがいる方の意向、子どもの人数についての意向、育児休業等についての意向を調査しています。調査方法としては、市内在住の20歳～44歳の方1,000人を無作為抽出し、郵送で行いました。回収率は22.4%でした。

調査結果につきまして、21ページをご覧ください。行政による結婚支援の取組についての考えについてですが、「優先すべき他の事業があるので、予算を考えて余裕があれば取り組めばよい」が約43%と最も高く、「優先すべきだが、市民にあまり負担にならない範囲で取り組むべきである」が約30%などとなっています。

32ページにまいります。少子化対策を進めるうえで行政に充実してほしい施策は「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」が約51%と最も高く、「教育費支援の充実（奨学金制度の拡充など）」が約45%、「保育サービスの充実」が約34%など続いています。

次に、資料9の1ページをご覧ください。「移住意向に関するアンケート」の調査概要ですが、調査横目としては、転入・転出前後の住まいについて、転入・転出して感じたことについて、地方への移住について等を調査しました。

調査方法は、転入者及び転出者500人ずつを無作為抽出して郵送で行った調査と、首都圏在住の20歳以上の方を対象としたWebアンケートを行いました。回収率は、転入者が32.4%、転出者が24.6%でした。

調査結果につきまして、25ページをご覧ください。転入に当たり伊東市を選んだ理由や重視した点は、「自然環境が良いこと」が60.6%、「住宅規模や土地建物の価格などの住宅事情がよいこと」が30.7%、「日常の買い物などの利便性が良いこと」が24.8%となっています。

26ページにまいります。転出に当たり現在の居住地である市区町村を選んだ理由や重視した点は、「鉄道・バスなどの交通の利便性が良いこと」が48.1%、「日常の買い物などの利便性がよいこと」が42.6%、「医療環境が良いこと」が35.2%となっています。

41ページにまいります。転入者が考える伊東市が「魅力あるまち」になるために必要な施策は、「道路・交通体系の整備」が59.9%、「保健・医療の充実」が51.9%となっています。

42ページにまいります。転出者が考える伊東市が「魅力あるまち」になるために必要な施策は、「保健・医療の充実」が56.0%、「道路・交通体系の整備」が50.

	<p>0%、「子育て支援の充実」が47.0%となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>それでは、ただいま事務局が説明をいたしました通り、第十一次基本計画のうち政策目標1から5までは、各専門部会での審議をお願いいたします。構想の推進の部分と、総合戦略改訂案については、10月27日の全体会での審議をお願いいたします。</p> <p>審議については、前回の審議会の時と同様、事前に委員の皆様から意見を伺い、市の対応を報告いただく形といたします。</p> <p>明日までに、意見提出に係る依頼文書をメールにて送付いたしますので、期日までに御提出ください。</p> <p>以上で、「次第6 諮問案の説明」を終了といたします。</p>

7 その他

事務局から次回日程について報告した。

8 閉会